

序章	第I章	第II章	第III章	第IV章	第V章	第VI章
----	-----	------	-------	------	-----	------

II-1 まちづくりの定義・目的・原則

地方分権一括法*が施行され、自主運営でまちづくりを行っていくこととなりました。

自主運営でまちづくりを行うということは、国や東京都に依存することができなくなったということです。これからは、いっそう、日野市と市民が協働しながらまちづくりを行っていかなければなりません。

そのためには、日野市で活動するすべての人たちが持ち続けるべきまちづくりに関する行動の規範が必要となります。

この行動の規範をまちづくりマスタープランに記し、今後制定されるまちづくり条例への位置づけを持って、日野市で活動する人々との約束とします。

日野市のまちづくりの定義・目的・原則

まちづくりの定義

日野市で活動する人々は、良識と責任をもって、自ら環境の価値を発見し、認識し、保全し、磨き上げ、活用し、あるいは新たに創造し、さらにそれらを組み合わせ、将来望ましい環境をつくりあげ、蓄積し、次世代に引き継いでいけるよう経営していかなければなりません。また、これを「まちづくり」と定義します。

まちづくりの4つの目的

まちづくりは、次の4つの目的を達成するために行われなければなりません。

- ①日野市で活動する人々の生きる喜びや生活への満足感を満たすために行われること
- ②日野市を運営していくために、すべての都市整備は、日野の仕事の活性化、ひいては失業率の低下に寄与すること
- ③次の世代の子どもたちに、日野のまちの記憶と文化を引き継いでいくこと
- ④日野市で活動するすべての人々が、日本・世界全体のすべての人々が、生き延びる環境をつくること

まちづくりの10の原則

まちづくりは、次の10の原則にのっとり展開されなければなりません。

- ①安全で健康的な生活が保障されること
- ②快適であること
- ③環境や経済的な視点から効率的であること
- ④ニーズを反映していること
- ⑤総合的であること
- ⑥地域性を感じられること
- ⑦日野の記憶と文化を感じられること
- ⑧創造的であること
- ⑨すべての情報やプロセスが公開され、誰もが参画できること
- ⑩経済的な価値をもたらす、実効性があること

※地方分権一括法

Ⅱ-2 まちづくりの責任と役割

まちづくりマスタープランは、20年後の2020年を目標としています。この2020年は、全国的にもっとも高齢化した社会を迎える時期と重なります。また、昭和30年代後半から40年代に建設された公共施設や住宅の更新が迫られる時期でもあります。

また、地域社会の高齢化により、福祉や医療などの部門での支出の増加傾向が今以上となることが予想され、都市基盤整備などのハードなまちづくりを市財政のみで行うことが困難になることが容易に予想できます。

つまり、日野市で活動する人々の協働作業によるまちづくりを進めていかなければ、まちづくりマスタープランを実現することはできないのです。

そのため、地域の居住者や土地建物などを日野市に所有している「市民」、店舗や工場、事務所などの「企業」、市民の代表である「議会」、そして、市の都市経営を実際に行う「行政（市長）」の責任と役割を明らかにし、それぞれが理解し、協働してまちづくりを着実に進めていかなければなりません。

日野市で活動するすべての人々の責任と役割

市民

- 市民は、自らのまちにおける活動すべてがまちづくりにつながることを認識したうえで、まちづくりには一定の負担が伴い、自らが当事者としてまちづくりの責任を担っていくことを自覚し、さまざまな主体と協調しながら、まちづくりに関心を持ち参加する権利と責任を有します。
- 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利と責務を有します。
- 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりに関する学習及び活動に参加する権利と責務を有し、それに主体的に取り組むとともに、行政が実施するまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

企業 (事業者)

- 企業は、自らのまちにおける活動すべてがまちづくりにつながることを認識したうえで、まちづくりには一定の負担が伴い、自らが当事者としてまちづくりの責任を担っていくことを自覚し、さまざまな主体と協調しながら、まちづくりに関心を持ち参加する権利と責任を有します。
- 企業は、まちづくりに関する情報を知る権利と責務を有します。
- 企業は、まちづくりに影響を及ぼす行為を行う場合は、良好な環境確保に努めなければなりません。
- 企業は、自主的なまちづくり活動を推進するとともに、開発に係る指導など、行政が計画的な土地利用、良好な居住環境形成のために実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

議会

- 議会は、まちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりに参加する権利と責任を有します。
- 議会は、まちづくりに関する情報を知る権利と責務を有します。
- 議会は、市民参加のまちづくりを進めるために、まちづくりに必要な情報の収集と提供に努め、行政が実施するまちづくりに関する施策に、市民意見が十分反映されるよう努めなければなりません。

行政 (市長)

- 行政は、まちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりに関し必要な調査を行うとともに、まちづくりマスタープランを実効性のあるものとするため、まちづくりマスタープランに基づき、総合的・計画的な土地利用を実施する責務を有します。
- 行政は、基本理念にのっとり、まちづくりマスタープランの実施にあたっては、市民の意見を十分に反映させるよう努めなければなりません。
- 行政は、日野市に必要とされる施設や環境水準を得るため、防災性の確保や公害の防止、都市生活の利便性の確保、社会福祉の充実などに努めていかなければなりません。
- 行政は、地域の特性に応じたルール化によるまちづくりを進めるために、横断的に必要な取り組みを進めていくよう努めなければなりません。また、当事者間の協議において、相互に折り合いがつかない場合の調整などを総合的な視点から行わなければなりません。
- 行政は、市民や企業の自主的なまちづくり活動を促進するために、まちづくりに必要な情報の収集と提供の責務を有し、まちづくりに関する学習及び活動に対する支援を進めるよう努めなければなりません。